

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県旭市鎗木3484番地1  
氏 名 株式会社ビー・アール・クリエイト  
代表取締役 鈴木 宏和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治

許可の年月日 平成31年3月20日

許可の有効年月日 令和6年2月19日



### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

発酵による中間処理

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥, イ 廃酸, ウ 廃アルカリ (廃牛乳に限る。), エ 木くず,  
オ 動植物性残さ (これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を  
処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類に  
ついては, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

### 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

### 3 許可の条件

産業廃棄物の処理に当たっては, 敷地境界における臭気濃度が20未満となるよう, 脱臭  
装置及び発酵棟, 整菌棟の維持管理を徹底するとともに, 建屋出入口の開閉を最小限とし,  
悪臭の発散を防止すること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 2月20日 新規許可

平成31年 1月 8日 変更届 (保管施設, 脱臭施設吸引口の位置の変更)

平成31年 3月20日 更新許可

令和 2年12月23日 変更届 (合筆による産業廃棄物処理施設設置地番の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



## 許可証別紙

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
発酵施設	汚泥, 木くず, 動植物性残さ 75 t/日 (平成16年1月5日)	1	千葉県旭市鎗木 字猪草野 3484番1, 3951番1, 3951番2, 字保々示戸 3479番
一次発酵槽	15 m <sup>2</sup> 37.5 m <sup>3</sup>	10	
二次発酵槽	15 m <sup>2</sup> 37.5 m <sup>3</sup>	10	
整菌施設	汚泥, 木くず, 動植物性残さ, 廃酸, 廃アルカリ 78 t/日 (平成23年12月14日)	1	
混合スペース	103 m <sup>2</sup> 127 m <sup>3</sup>	1	
整菌室	122 m <sup>2</sup> 185 m <sup>3</sup>	5	
原料保管施設 (汚泥)	25 m <sup>2</sup> 50 m <sup>3</sup>	1	
原料保管施設 (汚泥)	25 m <sup>2</sup> 45 m <sup>3</sup>	1	
原料保管施設 (動植物性残さ)	30 m <sup>2</sup> 54 m <sup>3</sup>	1	
原料保管施設 (木くず)	2.0 m <sup>2</sup> 2.0 m <sup>3</sup>	1	
原料保管施設 (混合槽)	70 m <sup>2</sup> 126 m <sup>3</sup>	1	
廃牛乳 (廃酸又は廃アルカリ) 保管施設	15 m <sup>2</sup> 30 m <sup>3</sup>	1	
廃酸保管施設	15 m <sup>2</sup> 30 m <sup>3</sup>	1	
処理後物保管施設	103 m <sup>2</sup> 127 m <sup>3</sup>	1	
処理後物保管施設	396 m <sup>2</sup> 283 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)